○農業振興地域の指定 ○認証食品の認証

○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号 (農業振興地域の指定)の一部改

〇昭和四十九年宮城県告示第千二百六十号 (農業振興地域の指定)の

部

同

六

〇平成十九年宮城県告示第三百十八号 (漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

(食産業振興課)

(農業振興課)

兀 兀  $\equiv$  〇公平委員会の事務の受託

○救急医療機関の認定

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

○平成十八年宮城県告示第千九十九号 (個人情報保護条例に基づく口頭に

なければならない費用)の一部改正

より開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正

○平成十五年宮城県告示第三百十一号 (行政文書の写し等に対して負担し

○県政情報センター及び県政情報コーナー 設置要綱の一部を改正する

告

示

目

次

城 022(211)2267

行 宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 (毎週火,金曜日発行) ○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

〇都市計画事業の事業計画変更の認可 (二件) ○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者 (四件) ○都市計画事業の事業計画変更の認可 (三件)

(下水道

課

(都市計画課) 同

(建築宅地課)

0 九 九

住

宅

課

\_

県政情報公開室) ページ 〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (四 ○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

(警察本部会計課)

Ξ

兀

○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程 病 院 局

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 選挙管理委員会

報

○宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示 宮城海区漁業調整委員会

〇田代島地先海域に設置された人工魚礁における水産動植物の採捕の制限

正 誤

(財

政

課

同

同

(市町村

課

=

(医療整備課)

○宮城県公報第二○四四号中

五

五

五 兀

告 示

○宮城県告示第二百九十六号

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

県政情報センター 及び県政情報コーナー 設置要綱の一部を改正する告示

県政情報センター及び県政情報コーナー 設置要綱 ( 平成十五年宮城県告示第三百十号 ) の一部を次

のように改正する。 第二条第二項の表仙台地方県政情報コーナーの項を削る。

第四条②中「(仙台地方県政情報コーナーについては、イ、 則

Ó

八及びチに限る。)」を削る。

(農村振興課)

六

同

(森林整備課)

七

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

( 道

路

課

同

○宮城県告示第二百九十七号

○道路の供用開始(二件)

○道路の区域変更 (四件)

〇保安林の指定

○県営土地改良事業の工事の完了

改正

正

一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する 平成十五年宮城県告示第三百十一号 (行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用) 平成二十一年三月三十一日 宮城県知事 村 井

嘉 浩

一4中「( 仙台地方県政情報コーナーを除く。)」 を削る

○宮城県告示第二百九十八号 四2中「特に希望する」を「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である」に改める。

できる個人情報)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。 平成十八年宮城県告示第千九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことが

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中宮城大学入学者一般選抜試験の項から宮城大学大学院入学者特別選抜試験(社会人、外国人留

学生)の項までを削り、同表技能検定試験の項及び職業訓練指導員試験の項中 人材・雇用対策課 経済商工観光部産業 を 人材対策課経済商工観光部産業 に改める

○宮城県告示第二百九十九号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加えるものとし、これに伴い全国自治

宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三条第二号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百号

県は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、

名取市の公平委員会の事務を次の規約により受託した

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

公平委員会の事務の委託)

下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務 (以下「公平委員会の事務 いう。) を宮城県 (以下「乙」という。) の人事委員会に委託する Ł

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定により、

名取市 (以

の

第

一条

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 公平委員会の事務の管理及び執行については、乙の条例、 による。ただし、地方公務員法第五十二条第四項の規定による管理職員等の範囲を定める人事委員 会規則は、甲について別に定める。 規則その他の規程の定めるところ

(委託事務に関する経費の支弁の方法等)

第三条第一条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、乙が支弁し、その費用は、 甲が負担する。

(補則)

第四条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する乙の条例、規則その他の規程を制定し、 改正し、

又は廃止したときは、乙は、直ちに甲に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務の委託に関し必要な事項は、甲と乙とが協議し て定める。

則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

泉分院大崎市民病院鳴子温	名称
地大崎市鳴子温泉字末沢一番	所在地
五日平成二十一年三月十	認定年月日
四日平成二十四年三月十	認定の有効期限

# ○宮城県告示第三百二号

係る加入区の名称等を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。 第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)のうち、当該漁業協同組合に 当該漁業協同組合に係る加入区については、引き続き、存続させることとし、平成十九年宮城県告示 宮城県漁業協同組合、雄勝町雄勝湾漁業協同組合及び矢本漁業協同組合が合併することとなったが、 加入区の項中

雄勝町雄勝湾第2加入区

を

剛

宮

城県第86加入区

公

報

める。

法第百四条第一号に掲げる漁業(わかめをとる漁業)の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のように改

成二十一年三月三十一日

宮城県知事

村

嘉

浩

宫城県第48加入区

) (基本) (基本) 共第116号漁業権の漁場の区域 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

める。 法第百四条第一号に掲げる漁業 ( こんぶをとる漁業 ) の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のように改

宮城県第32加入区 共第116号漁業権の漁場の区域 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

める。 法第百四条第一号に掲げる漁業 (あわびをとる漁業) の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のように改 ) ( ) ( ) ( ) ( ) 共第116号漁業権の漁場の区域 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

町雄쁆鴻漁業協同組合」を「宮城県漁業協同組合の雄쁆町雄쁆鴻丈所」に改め、同表石巻市区域 (宮 城県漁業協同組合の北上町十三浜支所、 漁業協同組合の地区)の頃中「矢本漁業協同組合」を「宮城県漁業協同組合の矢本支所」に改める。 漁業協同組合、牡鹿漁業協同組合及び石巻市漁業協同組合の地区)の項中「羅羅男海鸮母所」の下 に「盆霧門盆霧潙対所」。を加え、「 , 盆霧町盆霧潙海業協回盜印」を削り、 同表東松島市区域 ( 矢本 法第百十四条第三号に掲げる漁業 ( 小割り式ぎんざけ養殖業 ) の表雄勝町雄勝湾第一加入区の項中 泊浜支所、 網地島支所、表浜支所、石巻市東部支所、石巻地区支所、石巻湾支所、 河北町支所、雄勝町東部支所、寄磯支所、前網支所、 雄勝町雄勝湾 谷川支

雄勝町雄勝湾第1加入区 を

宮城県第28加入区

に改め、 同表雄勝町雄勝湾第二

城県第29加入区 に改め、 同表雄勝

雄勝町雄勝湾第3加入区 を 메 城県第30加入区

に改

(3)

町雄勝湾第三加入区の項中

める。

法第百二十五条の二に掲げる漁業(のり養殖業)の表矢本加入区の項を次のように改める。

宫城県第34加入区

宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区

法第百二十五条の二に掲げる漁業 ( わかめ養殖業 ) の表中

雄勝町雄勝湾加入区

雄勝町雄勝湾漁業協同組合の地区

を

\_ 宮城県第102加入区 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区

宮城県第103加入区

に改め、 同表矢本加入区の項を削る。

法第百二十五条の二に掲げる漁業 (こんぶ養殖業) の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のように改め

තූ

剛

城県第88加入区

城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

法第百二十五条の二に掲げる漁業 (ほたて貝養殖業) の表雄勝町雄勝湾第一加入区の項から雄勝町

雄勝湾第十三加入区の項までを次のように改める。

宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち天神の区域	宮城県第97加入区
宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち小浜及び浪板 の区域	宮城県第96加入区
宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち向の区域	宮城県第95加入区
宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち水浜及び分浜 の区域	宮城県第94加入区
宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち伊勢畑,船戸 神明及び唐桑の区域	宮城県第93加入区
宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち上雄勝の区域	宮城県第92加入区

第99加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが近のの 第99加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが下の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが下の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが下の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが近別の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが近別の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが近別の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが近別の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうちが出田の日曜102加入区 回送帰海維節回鉛かの経際門経環海対所の港区のうち四部の日曜102加入区の頂を次の出さ自認証した。 は 名 称 契 造業者の名称 東美雄信組合 長式会社みなどや精 し台市青葉区荒巻本沢 102加分 102加藤維 核式会社みなどや精 し台市青葉区荒巻本沢 102加分に 102加藤維 核式会社みなどや精 し台市青葉区荒巻本沢 102加分に 102加藤維 102加藤維   102加藤維   102加藤維   102加藤維   102加藤維   102加春   102加春		13%, 2		3 /3 01					71%	71		۸	TIX								
#899加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち中下の区域 #8100加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち中下の区域 #8100加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議門結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 四域編海維藤回路中の結議明結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 回域編書 #8100路中の結議明結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 回域編書 #8100路中の結議明結議海及所の港区のうち和田の区域 #8103加入区 回域編書 #8100路中の港区の方地区の方地区の方地区の方地区の方地区の方地区の方地区の方地区の方地区の方地	1 -	七十五	七十四	= +	番認号証	認証食	平成	を次のとお	宮城県認	○宮城県告	宮城県第	める。	法第百二	宮城県第	宮城県第	宮城県第	宮城県第	宮城県第	宮城県第	宮城県第	
回 英洞 海洋	枓	果実等飲	料果実			品	十一年三月	り認証した	証食品認証	示第三百三	第205加入区		十五条の二	第104加入区	第103加入区	第102加入区	第101加入区	第100加入区	第99加入区	第98加入区	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>型 反応</b> へ	野秀策 化台農業協同組合	代表取締役 加藤 肉店 株式会社みなとや	請者 名氏		三十一日	0	要綱(平成十七年宮	号	宮城県漁業		に掲げる漁業 (特定	宮城県漁業	宮城県漁業	宮城県漁業	宮城県漁業	宮城県漁業の区域	宮城県漁業	宮城県漁業	
大所の港区のうちかい頭の区域 大所の港区のうちかい頭の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区のうちが田の区域 大所の港区の方が田の区域			同		又は異の	宮城県紅事			呂城県告示第九百号)第六		協同組合の雄勝町雄勝湾団		<b>华かき養殖業)の表雄勝町</b>	協同組合の雄勝町雄勝湾国	協同組合の雄勝町雄勝湾ま	協同組合の雄勝町雄勝湾ま	協同組合の雄勝町雄勝湾る	協同組合の雄勝町雄勝湾す	協同組合の雄勝町雄勝湾ヨ	協同組合の雄勝町雄勝湾団	
九   目			亘理郡山元町山寺字牛橋一九	七 - 七仙台市青葉区荒巻本沢三丁目	製造所等の所在地	井			条第一項の規定により、認証食品		2所の地区		雄勝湾加入区の項を次のように		所の地区のうち沼尻の区域	所の地区のうち小島の区域	ち和田の	2所の地区のうち袖浜及び大浜	ξ所の地区のうち寺下の区域	<b>列の地区のうち立浜の区域</b>	

<u>-</u> +	<u>-</u>	<u>-</u> +	
物農 産 物 漬	物農 産 物漬	物農物清	仙台味噌
代表 太斎はま子部会 太斎はま子	加藤タツヨ	千坂イナ子	之 代表取締役 遠藤勝
愛・らんど松島仙台農業協同組合	ファームランド加藤	要害農産	社わさび沢工場
九宮城郡松島町磯崎字新浜二一	上五 - 三黒川郡大郷町大松沢字茶立場	六黒川郡大郷町中村字西要害二	-

二直

### 二 認証年月日

三直

平成二十一年三月二十五日

○宮城県告示第三百四号

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) 第六条第一項の規定により、南

三陸町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

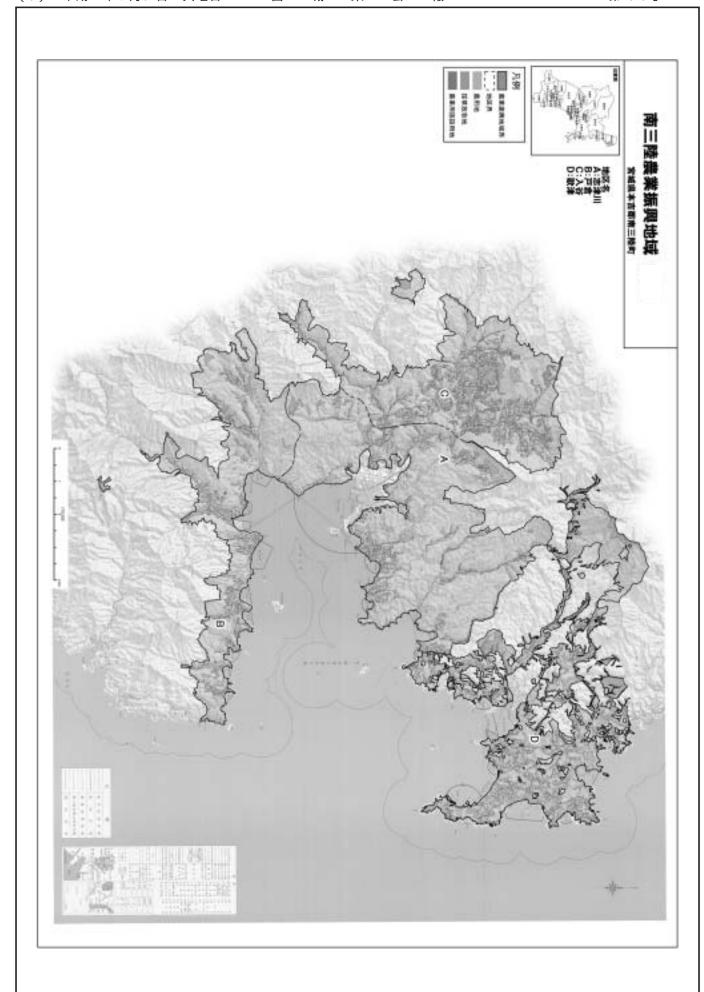
なお、その関係図面は、宮城県庁 (農林水産部農業振興課)及び気仙沼地方振興事務所に備え置い

て縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 浩

村 井 嘉



第2046号 平成21年3月31日 火曜日 宮 城 県 公 報

大谷野

地 X 名

南方

旧迫川

蛇田

大谷地

旧迫川

○宮城県告示第三百五号

和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、

平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第三百六号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、 昭

年三月三十一日から施行する。

五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法 ( 昭和二十四年法律第百九十

平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第三百七号 和四十九年宮城県告示第千二百六十号 (農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十 年三月三十一日から施行する。 歌津町に係る農業振興地域を削る。 志津川町に係る農業振興地域を削る。 平成二十一年三月三十一日 かんがい排水事業 かんがい排水事業 基幹水利施設補修事業 土地改良総合整備事業 般農道整備事業 んがい排水事業 事 業 の 名 称 宮城県知事 宮城県知事 宮城県知事 昭和五十五年三月二十五日 平成十二年五月十七日 平成九年三月十七日 平成九年二月二十八日 平成二年三月二十五日 平成十二年十二月十五日 村 村 村 工事完了年月日 井 井 井 嘉 嘉 嘉 浩 浩 浩 飯土井 笠野 日根牛 石森 森越戸 津山 赤生津 北方 南方 石越 板倉 豊里 五ヶ村堀 登米南部 登米吉田 小塚 石越南部 石越東部 稲井 豊里 湛水防除事業 ため池等整備事業 湛水防除事業 湛水防除事業 湛水防除事業 湛水防除事業 湛水防除事業 湛水防除事業 **広域営農団地農道整備事業** 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ため池等整備事業 水質障害対策事業 水質障害対策事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 般農道整備事業 平成五年三月三十一日 平成四年三月十七日 昭和六十二年三月二十五日 昭和六十一年三月二十五日 昭和六十一年三月二十日 昭和五十九年三月二十日 平成元年三月六日 昭和五十九年三月二十日 昭和五十五年三月二十五日 平成十六年三月十八日 昭和六十年三月二十日 昭和六十年三月二十日 昭和五十五年三月十三日 昭和五十三年三月三十日 昭和四十八年三月三十日 昭和四十八年三月二十日 昭和五十九年二月二十二日 昭和六十二年三月二十日 昭和六十年二月十日 昭和六十一年三月二十日

2

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

 $(\equiv)$ 

間伐に係るものは次のとおりとする。

和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林整備課) 及び大

○宮城県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

(7)

変更したので告示する。

	大網 ため池等整
ため池等整備事業	等整備事業
平成九年四月十五日	平成十年三月十六日
	ため池等整備事業

○宮城県告示第三百八号

林に指定する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類

宮

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

城

Ξ

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐にかかる伐採種は、

定めない

水源のかん養

指定の目的

黒川郡大和町宮床字高山一八の四

保安林の所在場所

路 線 名 石巻工業港矢本線

道路の区域

	石巻市門脇字元明神八九番二地先から前	変更の区間 前後変更の
	一九・六~六七・〇	後 (メートル) 敷 地 の 幅 員
_ = -	 	(メートル)敷 地 の 延 長

○宮城県告示第三百十一号

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を 部土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

路 線 名 石巻港インター線

Ξ 道路の区域

同市門脇字元明神二番七地先まで	市門脇字元明神二巻市門脇字元明神二		
後	前	前変 更 後の	
二八·〇 六 · 五	二八・〇~五七・四	敷 地 の 幅 員	
五・〇	三五・〇	(メートル)敷 地 の 延 長	

○宮城県告示第三百十号

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

Ξ

同市門脇字元明神九三番地先まで	石巻市門脇字元明神八九番二地先から	変更の区間
後	前	前変更の
10.0 t1.x	一九・六〜六七・〇	敷地の幅員
_ = -	 = -	敷地の延長

河原土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) 及び宮城県大

平成二十一年三月三十一日

路 道路の種類 線名 丸森柴田線

> 宮城県知事 村 井 嘉

> > 浩

Ξ 道路の区域

	変更の区間		
後 A	自 B	ń A	前変 更 後の
三五・〇	_= 六五	一〇・五	(メートル)敷地の幅員
三五七・五	(メートル)敷地の延長		
り、別が、	放他の区分を   一面に表示する	Bは、昇系図上記A及び	備考

○宮城県告示第三百十二号

変更したので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

県

種道

道路の種類 県道

路 線 名 岩入一迫線

道路の区域

で同市鳴子温泉鬼首字上岩入三七番一地先ま	から 大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入四〇番一地先	変更の区間
後	前	前変 更 後の
-0·\\-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		敷 地 の 幅 員
- 六 〇	一六・〇	敷 地 の 延 長

○宮城県告示第三百十三号

開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

部土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東

平成二十一年三月三十一日

種道 路

道	類の
タ石ー巻	路
線港イ	線
シ	名
東石巻市重	供
赤吉 井町 字二	用
が井字鷲塚ハロ町二〇番ー	開
〇地 番先	始
〇番八地先まで地先から	の
元まで	X
	間
平成二十一年	供用開始年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第三百十四号

県

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	路
道	類の
矢石 本巻	路
線工業	線
港	名
同市門脇字元明石巻市重吉町一五	供
元町 明一 神五	用
九番	開
番地先	始
先か まら で	の
	X
	間
平成二十一年	供用開始年月日

○宮城県告示第三百十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次の土地区画整

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

理組合の事業計画の変更について認可した。

組合の名称

利府町神谷沢土地区画整理組合

事務所の所在地

宮城郡利府町神谷沢字長田三十五番地十四

Ξ 設立認可の年月日

(9)	<u> </u>	<b>F成</b>	21年	3 ,	月31	日	火	曜日	1		宮	•	城		県		公		報								第	2046	号	
1 種類	二 都市計画事業の種類及び名称	栗原市	一施行者の名称	宮城県知事 村井 嘉浩	平成二十一年三月三十一日	の変更を次のとおり認可した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画	○宮城県告示第三百十七号	なし	2 使用の部分	変更なし	1 収用の部分	四事業地	平成二年九月四日から平成二十三年三月三十一日まで	三事業施行期間	三・三・三二二号 長町八木山線	2 名称	仙塩広域都市計画道路事業	1 種類	二 都市計画事業の種類及び名称	仙台市	一施行者の名称	宮城県知事村、井、嘉、浩	平成二十一年三月三十一日	の変更を次のとおり認可した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画	○宮城県告示第三百十六号	平成二十一年三月二十五日	四変更認可の年月日	平成十七年十月三日
○宮城県告示第三百十九号	変更なし	2 使用の部分	変更なし	1 収用の部分	四事業地	年三月三十一日まで」に変更する。	「平成三年二月五日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成三年二月五日から平成二十七	三 事業施行期間	「豊里町特定環境保全公共下水道」を「登米市特定環境保全公共下水道」に変更する。	2 名称	豊里都市計画下水道事業	1 種類	二 都市計画事業の種類及び名称	「豊里町」を「登米市」に変更する。	一施行者の名称	宮城県知事 村井 嘉浩	平成二十一年三月三十一日	の変更を次のとおり認可した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画	○宮城県告示第三百十八号	なし	2 使用の部分	宮城県栗原市若柳字川北新町、川北中町、川北塚ノ根及び川北元町裏地内	1 収用の部分	四事業地	平成十四年十月二十五日から平成二十三年三月三十一日まで	三 事業施行期間	三・四・三号 川北川南線	2 名称	若柳都市計画道路事業

第2046号 平成21年3月31日 火曜日 宮 城 県 公 報 (10) = ○宮城県告示第三百二十号 兀 Ξ の変更を次のとおり認可した。 の変更を次のとおり認可した。 2 2 2 1 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画 1 成二十七年三月三十一日まで」に変更する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画 1 事業地 都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 平成二十一年三月三十一日 事業施行期間 都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 平成二十一年三月三十一日 「津山町」を「登米市」に変更する。 種 類 名称 名称 種 類 収用の部分 | 平成八年十月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成八年十月二十四日から平 東和町」を「登米市」に変更する。 使用の部分 津山都市計画下水道事業 東和都市計画下水道事業 変更なし 変更なし 「津山町特定環境保全公共下水道」を「登米市特定環境保全公共下水道」に変更する。 「東和町特定環境保全公共下水道」を「登米市特定環境保全公共下水道」に変更する。 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 嘉 嘉 浩 浩 すことがある。 ○宮城県告示第三百二十二号 兀 Ξ すことがある。 四 Ξ ○宮城県告示第三百二十一号 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十七条第一項の規定により告示する。 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十七条第一項の規定により告示する。 2 1 次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、 次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 年三月三十一日まで」に変更する。 なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消 なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消 事業地 代表者の氏名 宅地建物取引業者の商号 平成二十一年三月三十一日 免許年月日及び免許番号 事務所の所在地 宅地建物取引業者の商号 平成二十一年三月三十一日 事業施行期間 平成十九年十一月八日 宮城県知事 (十一)第千二百二号 仙台市若林区連坊一丁目五番十五号 加藤 正文 福仙興業株式会社 「平成九年一月七日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成九年一月七日から平成二十七 収用の部分 使用の部分 変更なし 変更なし 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 宅地建物取引業法 嘉 嘉 浩 浩

宮城県知事 村

井

嘉

浩

本則第一号の表を次のように改める。

						宅	県営黒松第一住			住
							燕 松 第			宅
							— 住			名
						1 1 7	山 古 市			所 在 地
同	平成六年度	同	年昭和四十四	同	同	平成二年度	年昭和三十九	年昭和三十七	年昭和三十六	建設年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	火中 造層 耐	構造
回・汁田	五四・六	四〇・二	<b>⊁·</b>	八六:〇	六七・二	五六・一	五・三	五・三	五・三	l 積住— ト( 戸専 ルア ラ カ面り
〇・九六三七	〇・九六三七	〇九四	〇九四三	0.九八三	0. 八三	0. 八三	0.拉氨	0.拉盖八	0.立三六	係利 便 数性
tO回t·0	11414.0	0・三九八	0・1八回0	・0九	0.八至回	回二十・0	〇・二七六四	0 :	0:  五九0	応益係数
九三、四〇〇円	九0、六00円	111、100円	一九、八00円	九一、三〇〇円	11、回00円	六一、三〇〇円	1回、100円	二宝、八〇〇円	四、七00円	住近 宅 家 賃

												更言 法 工作 写							
												F	3						
同	年昭五十二	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	同	同	同	平成八年度	同	同	同	同	同	F
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	F
四五·七	四五	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	六三
0・九二宝	〇・九二七五	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	つ・力が三七
〇・四五二三		- O\T	〇・九四二三	0. 九00三	X44.0	1・0七四四	It  0.1	O·九IIOI	〇・八九五一	0 · 八八九七	〇・八五四七	0・4六十0	日日日・0	一・〇四六八	0.九八三八	0.4010	〇・八六六九	〇・八六六九	つ・ハーモ
四八 七00円	四八、九〇〇円	五、六00円	10、大00円	10年、七00円	九一、三〇〇円	三五、六〇〇円	二八、九〇〇円	八七00円	、村〇〇円	、九〇〇円	104、八00円	九七、九〇〇円	九四、二〇〇円		1111, FOOE	'    OOE	一〇九、三〇〇円	一〇八、九〇〇円	
				け (県 住身営 宅体)新						- 県営新坂住宅								県岩田	
				け住宅) (身体障害者向 県営新坂住宅						坂 住 宅								県営桜ヶ丘住宅	
				) 障害者向 同						收 住宅 同								で 丘住宅 一同	
同	同	年度昭和五十九	同		午四	同	同	同	平成四年度		同	同	同	年度昭和五十四	同	同	同		F
同同	同同	火中 造層		同		同	同同	同同	平成四年度同	同	同同	同同	同同	年度 火造昭和五十四 高層耐	同同	同同	同同	同	
		九	同	同同	年昭和五十四					同								同同	
同八三	同七一・	九 中層耐 五六・	同	同同同	年度 同 五二・	同七六・	同六三・	同六三・	同 五 四	同同	同二	同六一・	同五九	火造層耐四四・	同六五・	同五七・	同五六・	同同五六・	四五
同八三・八	同七一・三	九 火造 五六・六 〇・	同 一 六二・四	同同历五四·五〇·	年度 同 五二・九	同七六・八	同六三・六	同六三・六	同 五四・二	同同日三五〇・	同六二・七	同二二三	同五九・二	火造 四四・九	同六五・三〇・	同五七・〇	同 五六·五 O·	同同元六・五	四五十

				け住宅) (身体障害者向 県営広瀬住宅									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
				灣 書 者 同 同										棋 主 它  司					
同	同	同	平成二年度	年昭	同	同	同	同	年昭 度和 六十 三	同	同	同	同	年昭度和六十二	同	同	同	同	度
同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六 五 三	五三	五一、八	五一	七一・三	八四・八	八一	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一,四	七一・三	六七・四	五六・六	八三、八	八一	七一・三	六七・四	
〇・九九九一	〇・九九九	〇・九九九一	O·1111	0・九七0八	O·九三八	O·九  〇八	O·九IO八	0.4.0八	0.편이	O·쇼IO시	ᄋᆞᄮᆡᆼᄼ	0.拉一八	0.4.0八	0.4.0八	O·쇼핑	0 . 쇼 : 〇 八	ᄋᆞᄮᆡᆼᄼ	O·九二〇八	
〇·八 <u>四</u> 宝	〇・六八八五	- 0. 六. 10	- O・六七六八		八〇・九三	八〇・九四三七	八〇・八五	への・七八〇六	八〇・六五五五	八〇・九六八四	八 〇 九 元六	八 0 八 四	ハー・七六九七	八〇・六四六三	八 〇 九 元九	へ 0・丸0三三	八〇:五三	ハー・七四七九	
五 元 七00円	四九、一〇〇円	四八、四〇〇円	四八三〇〇円	六九、七00円	八四、000円	八〇、三〇〇円	七一、五〇〇円	六七、二〇〇円	五六、八〇〇円	八五、二〇〇円	八二 100円	11年17 000円	六八、四〇〇円	五七、四〇〇円	八二三〇〇円	八〇、四〇〇円	10000円	六七、二〇〇円	
					り含木で木作品							け住宅)	県営安養寺住宅					世を見ていれている	県営支倉住宅
					Ī	司						ļ ļī	司					Ī	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	年昭 度和 十七	年昭度和四十五	年昭和四十四	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	火中 造層 耐	同	火簡 造易 耐	同	同	同	同	同	
	六七		五		tt·t	七五・三	六七・三	六一・七	六	五	五〇・四	三	三	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	
— 七 六 ・ ー	·	_						o.		0.九九二	〇・九七九二	〇・九七四二	0・九七四二	O・九九九一	0・九九九	0・九九九一	0・九九九	〇・九九九一	
_	=	·	〇九九二	〇・九七九一	0. 九 元	0.北元	0. 九 元	光	0. 九 元	五	五	四四					_	_	
七六·-  O·九七九   O·八五八七	三〇・九七九一	0.7.57		弘	・九七九一 〇・八七六八	・九七九一〇・八四九七	九七九一〇・七五九四	九七九一〇・六九六二	元九一 〇・六九〇六	充 ○ 天二	九一 〇·五六八七		0:150		〇·八六三	〇・八五四	〇・八五四	- O・八四九九	

			宅	県営六丁目東住			県営六丁目住宅	け住宅) (身体障害者向 県営中倉住宅	官工			少官规》允许			9 t 1	長当号切主宅		県営蒲生住宅	
			[=	5			同	同	Ī	3		Ī	3		Ī	司		同	
年昭度和五十二	同	同	同	同	同	年昭 度和 六十 一	年昭和五十七	同	同	年昭 度和 五十五	同	度昭和六十年	同	年昭 度 五十九	同	同	同	同	年昭和五十八
火中 造層 耐	同	同	同	同	同	火高 造層 耐	火中 造層 耐	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火中 造層 耐
五五.九	八一	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五 - 五	六〇・七	五九・二	五九・二	六三	六八・四	六 〇 ·	六八・四	六 〇 -	六八・四	六 〇 ·	セニ・ニ	六四・六	六 〇 五
0.九五	0 : 九   七0	0 - 차   반0	0・九二七0	0・九二七0	0.개다0	0.11110	〇・九二七四	〇・九八九七	〇・九三九七	〇・九三九七	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	0 : 찬   이 /	0.쇼디어	0.차!!0	0.九二0	0.九二0
〇・五四四七	〇・九三三九	〇・九〇五六	〇・八八九七	〇・七六七三	〇・七三八九	〇・五九五〇	0 : 益八八	〇・六五四七	0.六二六	〇・六五四二	0.七六三二	0·大七0六	〇・七五二	0 · 六六〇八	〇・七三六九	〇・六四七五	0.tt\0	〇・六九六一	0. 公五九
四下九〇〇円	八七、三〇〇円	八四、四〇〇円	八四、五〇〇円	11t 100E	六九、一〇〇円	五六、二〇〇円	五六、000円	五六、九〇〇円	五六、三〇〇円	五四、十〇〇円	七二、八〇〇円	六四、四〇〇円	六九、六〇〇円	六一、五〇〇円	六三 100円	五六、二〇〇円	六八、五〇〇円	六一、四〇〇円	五七、六〇〇円
					宅場	是当务监护一注					宅	<b>県営黒松第三住</b>		宅	県営黒松第二住			単言フ目信	是曾太白主它
					同	]					[ī	司		Ē				Ī	司
同	同	同	同	同	同		同	同	同	年昭和四十五	年昭度和四十三	年昭度和四十二	年昭度和四十一	度昭 四十年	同	年昭 度和三十九	同	年昭和五十三	同
同	同	同	同	同	同	] 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八〇・五	七九・九	七九・六		六三・一	五七・六		四〇・二		四〇・二	三七・一	四〇・二	四〇・二	凹〇·川	四〇・三	凹〇·川	回〇· II	五九・三	五七・〇	五九・三
0.	0. 坎三	0. 次宝	〇・九三五	0. 九五	〇・九八五	0. 九二五	0. 九五	0. 九二五	〇・九三一五	〇・九三二五	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	0.九 五	0.九 五	〇九五二
〇・九四七五	O·九OI九	〇・九 五三					_		の・三五七	○・三 宝玄	10回三・0	0.	○・三八四	O·≣	0.三五三	O 三 五	0.	〇・五六四六	0. 程状
一 六 000円	九六、五〇〇円	一六 100円	た	100、五00円	九八、〇〇〇円	五、000円 1000円	五七、九〇〇円	四八、四〇〇円	二七、100円	二六、二〇〇円	二八、六00円	二六、四〇〇円	IIIO' I OOE	二八、八〇〇円	二八、六00円	二七、六00円	四四、九〇〇円	四川、四〇〇円	四五、三〇〇円

	宅.				1. 見   見   見   見   見   日   日   日   日   日		宅.							宅 第二住 同					向け住宅) 同情報 同
年昭 度和 五十八	度昭和五十年	同	年昭田田十九	同	年昭度和四十七	同	年昭 度和 二十 九	年昭度和四十七	同	同	同	同	同	同	同	同	年昭度四十六	同	同
火中 造層 耐	火簡 造易 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・七	六 一 · 四	五七・九	四四・六	四三五	四三五五	四四・六	四四	四 三 五	三七・一	八一・七	七九・九	六四・三	五八:二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	回〇・	四〇・二
〇・九三 五	〇・九三一五	〇・九三五	〇・九三二五	〇・九三五	0. 次	0.坎	〇九三五	〇九三五	〇・九三 五	0. 九	〇九八五	0	0.坎	0. 九	0.九二五	0. 九五	〇・九三五	〇・九三	0. 九宝
五〇・六六二五	五〇・五八九〇	五〇・五四五九	五 〇·四 豆 五	五〇・三九五九	五〇・四七五二	五〇・五〇三四	五〇・四〇五	五〇・三九五九	五 〇· 三 六	五〇・空代	五 〇·九 八二	五〇・岩三八	五〇・六八三	五〇・四八二	五〇・四七三九	五〇・四四五九	五〇・三六四六	五〇・三五七	五〇・四六七二
六六、六〇〇円	四十、四〇〇円	四三、六〇〇円	三五、七〇〇円	門下七00円	四八 000円	四六、六〇〇円	三二、三〇〇円	三二,000円	二六、九〇〇円		110′000円	八五、三〇〇円	八川、000m	五六、一〇〇円	五五、000円	四十 100年	二六、七〇〇円	三年、三〇〇円	五八、000円
3	宅			県営七北田住宅 同			県営虹の丘住宅 同					宅館がた第二位同	±					- 県営加茂住宅 同	
一	平成元年度	Ē	] [=		同 年曜 度和 デ 十 三	日 日 日 三 - -	年昭度和六十二	日 同	同	年昭度和六十三	日 同			日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	同	年時度打造	昭 同 和 五 十	年服度和	四年 度
同	火中 造層 而	コ					同	同	同	同	同	同		_	同			同	同
六八.四	六 〇 -	t ∄			<b>芸</b>	六八・四	六 〇 ·	七二・二	六四・六	六〇・五	七二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇		六 〇 ·	± t
〇・九四日	〇・九三四一	-			- 0000	〇・型芸八	〇・型景八	〇・九四七	0. 九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	0. 九 四七	〇・九四七	0.九四七	O·九四七	の・九三九	〇・九三九	C·力量为
0. 公	O·七五	) ;			_	0. 大三天		〇・八三九七	〇・七五二三	0. FOIIX	〇・八〇四六				〇・六五六七		_		_
六四、四〇〇円	五七、三〇〇円	/ = COP	七五カ〇〇円	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	六二、七00円	七七、六〇〇円	六八、二〇〇円	七0、九00円	六三、五〇〇円	大0、000円	七川、IOO円	六五、六〇〇円		六四、五〇〇円	六0、九00円			五六、六〇〇円	五C. 八COF.

								里 官 下 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百	是当公泰主它   										県営黒松第四住 司
同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同	Fi
同     回     回 </td <td>同</td> <td>同</td> <td>F</td>															同	同	F		
ハー さ															五〇・	六八.	7		
																四	-		
															・九七四五	〇・九四五六			
-· 07.	O・九三七七	〇・八九九二	Ort44.0	〇・七六六三	一・〇五九九	0.八八五	0・七三八四	0. 大七二0	一・〇畳八	0.九0 五	〇・八六四五	0・1回10	ロ・七川大七	一・01九0	0.八五.七	O・七〇九九	〇・六四六一	〇・八四九	-
1110、000円	0川、五00円	九九、五〇〇円	八五、二00月	八四		九〇、六	言八	六九、九	<u> </u>	声 八	古、八	<b>六</b> 、九	六0、六0	八三、五〇〇円	六九三	五七、六	五二七	<b></b>	3
	Ä	OFF.	)OH	八〇〇円	<b>200</b> P	六 〇 〇 門	八〇〇円	九〇〇円	<b>100</b> P	<b>100</b> PP	<b>100</b> PP	九00円	<b>☆00</b> 円	OOF!	IIOOP	<b>☆</b> 000円	+000H	- OO円	
- F3	Ä	P P	O0円	OOF	OOF!	OO円 -	宅	県営石巻蛇田住	OOF!	OOF!	OO円	OFF	OOF!	OOF	OOF!	OO円	OOF!	OOF TO THE STATE OF THE STATE O	
E I	同	○PP	DOH 同	OO用 同	OO用 同	OO用 同	宅		OO用 同	OO用 同	OOR 同	)OP.	DOH =	DOPP	OO 円	OO 用	OO用 同	OO <sub>円</sub>	
							宇	県営石巻蛇田住「石巻市											3 1 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
同	同	同	同	同	同	同	宅 平成六年度	県営石巻蛇田住 石巻市 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
同同六五・	同同六五・	同	同	同	同同二二	同	平成六年度 同 五〇・	県営石巻蛇田住 石巻市 同 同 七九・	同同口	同	同 一	同	同同六五・	同同六三・	同同	同	同	同	
同同六五・九	同同六五・五一	同	同同六三・六	同	同同六二・九	同	平成六年度 同 五〇・四	県営石巻蛇田住 石巻市 同 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	同 同 七四・八	同同六六・七	同 一	同同六五・九	同同六五・五	同同六三・八	同	同	同同六二・九	同	- C C F F F F F F F F F F F F F F F F F

県営河南鹿又住 同	向け住宅) 宅(身体障害者 同			宅						宅					県営石巻水押住 司				
年昭和五十八	同	同	同	同	同	年昭度五十九	同	同	同	年昭度五十三	同	年昭度和五十二	年昭 度和 五十	同	度昭和五十年	同	同	同	Ē
火中 造層 耐	同	同	同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	F
六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二	四 九 五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五 : :	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	<i>;</i> ;
	- O・九三三	〇・九三三三	O·九	〇·九三三三	〇・九三三三	0.九量量	〇・九四〇八	- 0・九四〇八	0・九四〇八	〇・九四〇八	0・九四〇七	〇・九四〇八	0・九四〇七	〇・九四九一	〇・九四九一	1 .0000	1 .0000	1.0000	-
() () () () () () () () () () () () () (	- 0. 五 五四	- 0 : 益 : 七	- O·	- 0・吾	0・五1七0		への・五〇九四	八〇·四至元	八〇・四天九	八〇・三四三六	・四九九	○・回   ○○     ○    ○    ○    ○    ○    ○	0.01110	〇・三七五二	〇・三六九	0.7.1.	0・七六四六	0. 於八	○
五	轰	生	夵	兲	<b></b>	異	<b></b>	壳	Ę	≣Q′	兲	兲	兲	兲	=	I OII,	九六、	샀	<i>J</i> '
五一、六〇〇円	五00円	七1、三00円	、三〇〇円	五〇〇円	、100円	九〇〇円	八〇〇円	0000	000P	<b>MOO</b> E	II00円	IIOO用	- OOF	000P	六 〇 〇 門	100m	I 100円	OO用	COOF
<b>☆○○丹</b>	五〇〇円	` ≡00E				九〇〇円	八〇〇円 県営石巻渡波住	宅	県営石巻渡波住	<b>E</b> OOF.	IOOH 地住宅	IOOH	住宅	000円 県営石巻黄金浜	宅	県営石巻門脇住			F
<b>☆</b> 00円	五〇〇円	` <b>■00円</b>				九〇〇円 け住宅) は春に		宅	県営石巻渡波	EIOOE	地住宅	IOOH	住宅	県営石巻黄金浜	宅	県営石巻門脇	住宅	県営桃生中津	CCC
六00円	五〇〇円	、三OOFF				九〇〇円 け住宅) は春に	宅、	宅	県営石巻渡波住	<b>四</b> 00円	地住宅	TOOP  平成四年度	住宅	県営石巻黄金浜	宅	県営石巻門脇住司	住宅		
	五OO内 同		IIOO币	五〇〇円	一00円	九00円 け住宅) 世帯に	に、 きんせ おり 司 見営 石巻渡波住	宅	県営石巻渡波住司		地住宅		住宅	県営石巻黄金浜	宅	県営石巻門脇住司甲度の昭和六十三	住宅	県営桃生中津山	[=
平成元年度	<b>五</b> 00 <b>内</b> 同 五七·	同	IIOO用 年度	五〇〇円	100円 度 昭和五十年	九00円 け住宅) 一 同	宅(を人世帯句)司 同	官	県営石巻渡波住 司 平成九年度	同	地住宅 同 同	平成四年度	住宅	県営石巻黄金浜 司 平成二年度	官同	県営石巻門脇住司	住宅 平成二年度	県営桃生中津山 司 年度 昭和六十三	
平成元年度一同	石〇〇円 同 五七・九	同	IOOP    年度	<b>五〇〇円</b> 同	B   B   B   B   B   B   B   B   B   B	九OOR   reference   reference	宅(V) 上	宅 同 同 七七・八 〇・	県営石巻渡波住 司 平成九年度 同 六五・三	同同七二・八	地住宅 同 同 一 六六・八	平成四年度同四八・三〇・	住宅 同 同 六八・四	県営石巻黄金浜 司 平成二年度 同 六〇・一	宅 同 同 六八・四	県営石巻門脇住 日 年度 火造 六〇・一 〇・	住宅 平成二年度 同 六六・	県営桃生中津山 同 年度 お造 六六・	
平成元年度 同 五一・	<b>五</b> OOP 同	同	I	五OOR 同	B 昭和五十年 同 五一・二	九〇〇円 け住宅) 同 同	宅 ( ) 5人世帯句 同 同 五五・八 見営石巻渡波住 同 同 五五・八	宅同同して七・八	県営石巻渡波住 司 平成九年度 同 六五・	同同七二・	地住宅 同 同 一 一 六六・	平成四年度同四八・三	住宅	県営石巻黄金浜 同 平成二年度 同	官同二六八・	県営石巻門脇住 甲度 火造 八〇・一昭和六十三 中層耐 六〇・一	住宅 平成二年度 同 六六・四	県営桃生中津山 司 年度 木造 六六・四	

住宅					県営塩釜舟入住				県営塩釜天満崎	宅		<b>県営塩釜庚塚住</b>							住宅塩釜清水沢
気仙沼市				Ē	司			ļ ļ	司	同	[i	司							塩竈市
同	年昭五十一	同	同	同	同	同	年昭二十二	同	年度和五十六	年昭和五十五	同	年昭和五十四	同	同	同	平成四年度	同	同	同
同	火中 造層 耐	同	同	同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五	五	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	<del>ししいししていましまします。 しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょ しょうしょう しょう </del>	六四・六	六四・〇	五・〇	七七・七	六四・六	六四・〇
0.九二五	〇.九二五	〇九三四	〇九二三四	〇九二三四	〇九二三四	〇九三四	〇九二四	〇・九二八四	〇・九八四	〇・九三四六	0・九五00	0.九五00	〇・九三四九	〇・九三四九	〇・九三四九	〇・九三四九	〇・九三四九	〇・九三四九	〇・九三四九
0. 量の人	0.110111	0. 女九八	〇・六七元	0・	0.	O·	〇・四八四三	〇・四八八四	〇・四六八六	〇・四九四二	〇・四六四七	〇・四四六七	の・七三四	0. 六0 五	〇・五九五九	〇・四七四八	〇・六九四七	〇・五七七六	0.五七三
三、九〇〇円	III 、IIIOO円	六七、八〇〇円	六七、一00円	<b>五八、六00円</b>	五八、三〇〇円	<b>兲、−○○円</b>	四八、四〇〇円	四07   00円	100H	七、    00円	三七、五〇〇円	三六、三〇〇円	七五、五〇〇円	六二、八〇〇円	☆ 、  00円	四九、七〇〇円	五四、六〇〇円	四五、五〇〇円	四五、000円
県営名取谷津山						県営名取名取が					県営名取飯野坂				宅県営名取田高住			県営白石寿山住	
取谷津山   同					- 加丁目住宅 					住宅					宅 名取田高住 名取市			県営白石寿山住   1717	
	同	同	平成五年度	同			平成七年度	同	同			同	平成四年度	同		年度昭和五十一			年度年末
 司	同	同	平成五年度同	同	Ē	3	平成七年度同	同	同	[=	3		平成四年度同	- I	名取市	年度昭和五十一同	E T	1 1 1	年度五十三同
司					同	同	_			同	同				名取市同		同	年度年度の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	同
同同	同	同	同	同七八・	同同七〇・	同同	同 五 五 ·	同七九・	同	同同七二・	同同六六・	同	同	同五五・	名取市同同二二	同	同同	年度 同 四六・	年度日 日 五二・五 〇・九二五
同同同の六五・五	同 六五・一	同五八・一	同 五五・ 一	同七八・六	同同七〇・四	同同六五・七	同 五五・〇	同して九・九	同七三・〇	同同七二・八	同	同六三・五	同四八・三	同五五・九	名取市同同五二・五	五	同同四六・五	年度 日 四六・五	五一・五

		住宅 多賀城八幡 多賀城市							県営角田横倉住角田市			宅場名取増田住局			第二住宅 同				
同	同	同	度昭和六十年	年昭度和四十一	年昭 度和 三十五	年昭 度和 三十四	年昭度和三十三	同	平成五年度	同	同	平成三年度	年昭度和六十一	度和六十年	年昭度和五十六	同	同	同	Ē
同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	[ē
六八・九	六八・九	<b>☆</b> □·0	五三、六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六 · 八	七九・六	七四・九	六八・四	7
0・九100	0・₺100	0.합100	0·1/2   00	0.파100	0.파	0·1/2   00	0·1:100	〇・九五〇三	〇・九五〇三	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九四四一	〇・九四四一	0・九五00	〇・九五七一	〇・九五七一	〇・九五七二	2
〇・六四九三	〇・六四九三	〇・兵八四三	0・五0五1	0.二层八	0·= \_	0.1111111	0.1041	〇・六六五九	〇・五七六三	0・八三 天	11100rt · 0	〇・五八四六	0 · 五六〇五	〇・五五 五	0. 五三二0	0.1100	0.4417	0・七0四六	C Ividing
田00米 11米	%  ` ≺C	五六、七	四九 〇	ハ	=			九三、六	시는 표	<b></b>	四九〇	四、三	四九、六	咒	四五九	八九九九	<b></b>	せせ、お	-
OFF OFF OFF OFF OFF OFF OFF OFF OFF OFF	八00円	HOOH	000 <del>1</del>	五〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	五00円	六00円	五〇〇円	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	OOOĦ	IIOOH	六00円	IIOOFF	九〇〇円	九〇〇円	IIOOP	五00円	F
住宅県営岩沼相の原	OH	OOF	OOM	100 P	100E	100m	ŧ	<b>県営岩沼亀塚住</b>	ООН	<b>ОО</b> В	住宅	県営多賀城浮島	00円	元住宅	住宅	県営多賀城大代	ООЯ	100 m	C C
住宅県営岩沼相の	OP	OOE	OO円	100 m	NOOH NOOH	- OO用	ŧ		OO門	<b>ОО</b> В	住宅	県営多賀城浮	OOF	元住宅	住宅		   	100H	- CC
住宅県営岩沼相の原	<b>()</b> () () () () () () () () () () () () ()	OOP   同	OO円 同	(OOP)	<b>100円</b> 度 昭和五十年	(OOR)	ŧ	<b>県営岩沼亀塚住</b>	00円 年度 昭和四十七	 	住宅	県営多賀城浮島	00円 年度 年度	元住宅	住宅	県営多賀城大代	       	(OOF)	年度
住宅県営岩沼相の原同							=======================================				住宅			元住宅 同	住宅	県営多賀城大代司			
住宅 同 同	年度昭和五十一	同	同	同	度昭和五十年	同	宅	课営岩沼亀塚住 岩沼市 年度 昭和四十九	年度昭和四十七	同	住宅	県営多賀城浮島 司 年度 昭和五十三	年度日本	元住宅 同 昭和五十年	住宅	県営多賀城大代 司 平成三年度	同	同	年度
住宅に関する。日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	年度日和五十一日日五一・	同	同同口六・	同同二二	度昭和五十年同四六・	同	同同四六・	漂営岩沼亀塚住   岩沼市   年度   四四・	年度 年度 四三・	同同六六・	住宅	県営多賀城浮島 司 年度 四五・	年度年度の五七・日の一五七・	元住宅 同 昭和五十年 同 四六・	住宅	県営多賀城大代 司 平成三年度 同 五五・	同同七八・	同	年度 火造 """
住宅は岩沼相の原の同の同の五一・	年度 昭和五十一 同 五一・三	同 五二二	同同四六・五	同同四六・五	度昭和五十年同四六・五	同同石七・九	同同四六・五	課営岩沼亀塚住   岩沼市   年度   四四・六   四四・六	年度 昭和四十七 同 四三・五	同同六六・七	信 同 同 五五·九	県営多賀城浮島 司 年度 四五・〇	年度 昭和五十二 同 五七・〇	元住宅 同 昭和五十年 同 四六・五	住宅	県営多賀城大代 司 平成三年度 同 五五・〇	同同七八・三	同	年度 火造

宅県				Ų				住県		宇			老任	 主県					
宅皇若柳川南住				(官)工术》》作5	<b>旱</b> 雪鱼荻先主宅			住宅と発前舟橋		宅	(営岩沼千貫住		向け住宅)	主宅へ身本章事県営岩沼相の原					
栗原市				Ī	司			登 米 市		Ē				司					
同	平成七年度	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	平成三年度	同	年昭度和六十一	同	年昭和五十五	同	年昭 度和 五十 一	年昭和五十六	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	火中 造層 耐	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六 五 二	六四・七	五 · ·	六八・七	六八・四	六 〇 ·	六 七 五	五九・二	五七・九	五七・九	六 · 八	五七・九	五七・九	五七・九	五
0.扒工	0.坎二七	0・九九九一	〇・九九九一	〇・九九九一	〇・九九九一	0・九九九一	〇・九九九一	0 · 九九八七	0・九二七0	0.파타0	0.파트0	0・九二七0	〇・九四三	〇・九四三	〇・九三九八	〇・九四三二	〇・九四三二	0・九九三二	〇・九四三
〇・六三九四	0.祖三二	〇・六六六二	0・六三七二	114114.0	〇・六〇五五	0.4001	〇・四七九二	0・	0. 吾四	0.至10九	〇・五四四	〇・四五九九	0.四八五	0.四.公	〇・四九四四	0.四.公	0.四.公	〇・四八四九	〇・三七九六
九一、二〇〇円	七九、八〇〇円	八九、一〇〇円	八六、000円	五一、三〇〇円	四三、五〇〇円	四三、四〇〇円	三四、五〇〇円	五七、七〇〇円	五〇、七〇〇円	EET HOOP	四四、九〇〇円	三九、四〇〇円	三八三〇〇円	三七、六〇〇円	四六、九〇〇円	三八三〇〇円	三七、六〇〇円	五一、六〇〇円	四00十7回
	宅営鳴瀬中央住	宅				——— 宅				住宅県営若柳新堤下		宅営築館久伝住		宅	県営鶯沢柳沢住	二 住 宅		宅営築館萩沢住	
	上 住 同	l	·野 住 司							堤下同		信宜同			説 住 司		/山 第 一 司	院 住 同	
平成二年度	年昭成六十三	年度和六十二	年昭度和六十一	同	年昭和五十三	年度和五十二	東公島市日本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	同	度和五十年	同	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	年度和五十六	同
同	同	同	木造	同	同	同	同	同	火中 造層 耐	木造	同	同	火中 造層 耐	同	同	同	木造	同	同
七二・九	六 七 五	六 七 五	六 七 五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五九九	五	四六・五	七七・六	六八・〇	六 五 · 三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六	七九・四
〇・九七九八	〇九三八	〇九三六	〇九三六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九八七二	0・九七0七	0・九七〇七	0・九七〇七	〇・九五四七	〇・九五四七	0.九二六	〇・九二六	0·1:0t	0. 九七
ハー		〇・四六八八	〇・四五六九	0.四二二	〇・四〇四九	〇・三九八三	〇・三八四二	〇・三四六〇	0.三回二	〇・六四九七	〇・六三五	〇・五八九二	〇.五二三三	〇・五六六七	〇・五五三七	〇・四九八六	〇・四八九八	0. 四型 10	〇・岩川
八〇・五七八五	〇・四八六〇	ハ	_		1														

	132.21	<del>+</del> 3 /	1012	宅	唯口		<u></u>	<u> </u>	住宅		宝 宝岩山福浦住	羊以		住宅県営鹿島台福芦		二住宅県営鳴瀬中央第	7.	5 2040 <sup>*</sup> 宅 覧 タ ス デ キ 住	
				李 埣 住 同					木西浦同		福 浦 住 同			台福芦大崎市		中 央 第 同		が す ( ( ()	
同	同	度平成十四年	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	年昭二十二	年昭度和五十一	同	度昭和五十年	平成八年度	同	平成三年度	同
同	同	火高 造層 耐	同	火中 造層 耐	同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	木造	同	同	火中 造層 耐	同	同	同	同
七五・一	六 五 ·	六三	七八・九	六七・一	二・十十	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八、八	六八・〇	五五・九	五七・九	五	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三
0・九七八0	0・九七八0	0.九七八0	0・九七八0	0.九七八0	0・九七八0	0・九七八0	〇・九七八〇	0・九七八0	〇・九三七	〇・九二七四	〇・九二七四	〇・九二七四	0.4.	0.九二三	0 . 九     트	0.45八	〇・九七九八	0.7577	0.447
〇・七六九三	〇・六六六九	〇・六四七四	四十十0	0. 六五八三	ربا10d	〇・六三五四	〇・六二四五	0. 語八一	〇・四九二六	〇・四九五三	〇・四九三五	〇・四八六七	日午十三・〇	0・三八四五	O・III回OO	0回1中・0	〇・五九五四	〇・五二	0.
0四、 五00円	九四、六〇〇円	九二、六〇〇円	114, 1100年	10町、町00町	<b>州川、〇〇〇町</b>	四九、七〇〇円	四九、七〇〇円	四一、四〇〇円	四五、五〇〇円	用一、四〇〇円	五一、三〇〇円	五一、三〇〇円	III / <00E	三四,000円	三一、九〇〇円	10次 000円	四一、三〇〇円	四1、100円	四0′100円
				県営村田石生住			丘住宅県営大河原結ケ			住宅			住宅			宅	県営松山金谷住	け住宅)世帯向	景営古川李埣住
			町	柴 田 郡 村			同			河柴 原田 町郡 大			王刈 町田 郡 蔵			[=	<b>i</b>	[=	
年昭 度和 六十三	年昭 度和 五十六	年昭和五十五	度昭和六十年	年昭 度和 五十八	同	同	同	同	平成六年度	度和五十年	同	平成六年度	同	同	平成四年度	同	平成四年度	度 成十四年	平成十年度
同	同	火中 造層 耐	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	火中 造層 耐	同	木造	火高 造層 耐	火中 造層 耐
六 〇 五	六 - 八	五九・三	六六・二	六六二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六 五 ・ 三	五 六 九	七八・二	七七・八	六 五 ・ 一	五四・六
〇・九三六九	〇・九二六九	〇・九三六九	0.4000	0.4000	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九〇一六	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九六六〇	〇・九六六〇	0.九七八0	〇・九七八〇
〇・四九三七	〇・四五二	〇・四二九九	0.四颗	0· <b>园</b> 0川	0·大山(0	〇・六六九六	0.六三 五	〇・六元二	〇・六元二	٥٠ ااااااا	〇・大四四〇	0. 六. 六0	0. 六二八三	0・五九三八	回作一時・0	〇・大四〇六	〇・六三七四	〇・六六六九	〇・五三五七
四年、一〇〇円	四八、  00円	三九   00円	斯I、閏00m	四八三〇〇円		、六00円	二六    00円	二五、七〇〇円	五、七00円	IIIII' I OOE	八四、八〇〇円	八一、九〇〇円	五一、十〇〇円	四九、八00円	四川、田〇〇町	101、100町	100、大00円	九四、六〇〇円	九0、七00円

	宅		宅(老人世帯向 同 同 年 伊 明			向宅 県営 学 住 (身 体 で で で で で で で で で で で で で で で で で で			宅県 営柴 田 槻 木 住						住宅県営柴田東船岡				宅
									田 槻 木 住						[東 船 岡				
							同			同					同		I		
年昭 度和 五十二	平成元年度	年昭和六十三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同
火中 造層 耐	同	木造	同	火高 造層 耐	火中 造層 耐	同	火高 造層 耐	火中 造層 耐	同	同	同	火高 造層 耐	火中 造層 耐	同	木造	同	同	同	同
五	六九:	六九:	五八:	五〇・	五〇・	六八:	五〇・	五〇・	七八:	六八	六八	五八:	六八	七六:	七四・-	七二・	六六	四 八 :	六四:
<u>≡</u>	<u></u> •	<u></u>	九 •	<u> </u>	五 0.	<u></u> О.	五 0	五 0.	九 •	л 0.	八 <b>○</b>	九 O·	八 0.	· •	+ •	<u>у</u>	<u>у</u>	<u>≡</u>	· ·
九五00	· 杂	· 杂	· 九 元	· 六 元	九八元	· 九 元	· 九 元	九八元	· 九 元	九八元	· 九 元	· 九 元	九元	-九至00	九五00	九七六九	・九七六九	・九七六九	九二六九
0・三六三二	0. 五六	〇・五二四	〇・五七三六	0. 四元 八	0. 野一八	0・大七00	0. 咒.八	0.配一八	〇・七六八四	00件分・0	0・六七00	〇・五七三六	004分・0	0・六一七一	0. 次0.八	0.	〇・六〇六五	0.四三八五	〇・五七一
三六、五〇〇円	四九、二〇〇円	四八、七〇〇円	九四、一〇〇円	八0、100円	八0、四00円	一〇九、七〇〇円	八0、100円	八0、四00円	二五、七〇〇円	一〇九、七〇〇円	一〇九、二〇〇円	九三、七〇〇円	一〇九、七〇〇円	0  、四00円	九九、九〇〇円	五五、六〇〇円	五五、三〇〇円	三八、四〇〇円	四七、八〇〇円
	住宅中新田羽場同		住宅中新田田川加美郡加		住宅 和吉岡南 黒川郡大										住宅 ケ浜恵山 ケ浜町 宮城郡七			住宅 理町 理町 三理郡亘	
平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成二年度	年昭 度和 四十九	年昭 度和 六十三	年昭 度和 六十一	度和六十年	年昭 度利 土
同	同	同	同	木造	同	火中 造層 耐	同	同	同	火高 造層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七八.	七六・	七四	七三・	六	六九・	六六	七五・	六 五 ・	六四・	五五.	七七・	六四・	六四・	五	四六	六〇・	六〇・	六〇・	五七・
七	六	t	六	t	0	0	六	五	七	四	七	六	0	0	五	七	七	七	0
〇・九六九六	〇・九六九六	〇・九六九六	〇・九七三六	〇・九七三六	1.0000	1.0000	1.0000	0000	1.0000	0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.九五00	0.九五00	0・九五00	0.九五00	0.5500
	0・大四四0	0. 六八	0・大0七七	〇・五六七三	〇・六四九八	0.六二五	〇・六九三四	0・⊀00+	〇・五九三四	0.至0八	11110rt · 0	〇・五八四六	〇・五七九二	〇・四六一五	○三元	0·五0七七	〇・四九三宝	〇・四八六四	〇・四三五
111117 七00円	<b></b>	九六、	<b>弄</b>	<b></b>	٧ V	七八、二〇〇円	六一、四00円	五三、二〇〇円	五二、五〇〇円	四年、000円	六五、九〇〇円	岳(C) 八〇〇円	城町、川〇〇町	四川、川〇〇町	、四00円	国国、国〇〇町	四氢、八〇〇円	四六六〇〇円	三六、一〇〇円

える。

「成21年3月31日 火曜日 第二 本 条						: 1	公	報					第	2046 <del>5</del>	를	_
	 前 住 宅	県営志津川廻館		宅	県営本吉大沢住			住宅小牛田峯山			宅営涌谷下町住	住宅	完営涌谷中島住			
	三本 陸吉 町郡 南				吉本 町吉 郡 本		里遠 町田 郡 美					同	谷遠 町田 郡 涌			
同	同	同	平成五年度	同	平成元年度	同	年昭和五十六	年昭 度和 五十五	同	年昭 度和 五十三	平成五年度	年昭 度和 六十三	同	年昭 度和 五十六	同	
同	同	同	火中 造層 耐	同	木造	同	同	同	同	火中 造層 耐	同	木造	同	火中 造層 耐	同	
七八・四	六七・六	六六・二	五三	六八・八	六六・四	六八・四	六〇・一	五九・三	五九・三	五五・九	七七・一	六六・四	六七・五	五九・二	七九・九	
〇・九七四二	〇・九七四二	〇・九七四二	〇・九七四二	〇・九二九四	〇・九二九四	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九四八一	1 · 0000	0・九六00	0・九000	0.4000	〇・九六九六	
O·七 쇼트	0.41011	0・大〇七三	〇・四八九〇	〇・五〇五十	0.歐八	〇・五一五二	11階回・0	〇・四三九八	0.四天0	0.間0間	〇・六六八六	〇・四九二〇	0.四八六		0・七一六一	
九八、八〇〇円	八年、四〇〇円	八三、100円	六七、八〇〇円	四九、七〇〇円	四八 三〇〇円	五I、IOO円	四五、六〇〇円	三五、八〇〇円	三八、四〇〇円	三六、四〇〇円	100t 400E	四七、二〇〇円	四四、六〇〇円	三九、四〇〇円	三五、六00円	
	同 同 七八・四 O・九七四 O・七一九三 九八、	同   同   七八・四   O・九七四二   O・七二九三   九八     10   10   10   10   10   10   10	同   同   七八・四   O・九七四   O・大〇七三   八三   八三   八三   八三   八三   八三   八三	中国   中国   中国   中国   中国   中国   中国   中国	中国   中国   中国   一	Real Part	同   同   六八・四   O・九・四   O・五・五   四八   日   一 六八・四   O・九・四   O・五・五   四八   四八   四八   四八   四八   四八   四八   四	中度   中度   大〇・一   〇・九四八   〇・四五二七   四九   中度   中度   大八・四   〇・九四八   〇・四五二七   四九   中度   中度   中屋   大八・四   〇・九四八   〇・五一五二   五二、   中度   中屋   中屋   中屋   五三・三   〇・九七四二   〇・九〇二   〇・九〇二   四九   中度   中屋   中屋   一 六八・二   〇・九七四二   〇・九〇二   四九   一 九二九四   〇・五〇五七   四九   一 九二九四   〇・九〇二   八三、   一 九二九四   一 九二九四   〇・九〇二   八三、   一 九二九四   一 九二九四   八五、   一 九二九四   一 九二九四   一 九二九四   一 九二九四   一 九二九四   一 九二十二   一 1   1   1   1   1   1   1   1   1	中国   日   日   日   日   日   日   日   日   日	中国   日   日   日   日   日   日   日   日   日	中国   中国   中国   中国   中国   中国   中国   中国	中国   中国   中国   中国   日   七七・一   一・〇〇〇〇 ○・大六八大   〇七十四二   〇・九四二   〇・100   〇   〇   〇   〇   〇   〇   〇   〇   〇	中国	中国	中国   中国   中国   中国   中国   中国   中国   中国	中国

同 同 平成元年度 木造 同 六八・八 六六・四 〇・九二九四 〇・九二品 の・五の五七 0. 四八 四九、七〇〇円 四八三〇〇円

附 則

この告示中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は同年九月一日から施行する。

#### 告

公

平成二十一年三月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器 (NWᅇ-宮城県知事 村 井

嘉

浩

- 一 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 葉区本町三丁目八番一号 1)賃貸借 一式 仙台市青
- 落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日

Ξ

兀 市青葉区中央四丁目六番一号 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション㈱東北支店

仙台

- 落札金額 一億一千十七万四千九百四円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札の公告を行った日 平成二十一年二月六日

七 六 五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合捜査管理システム用サーバ (SOSV‐⑴)賃

- | 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

- 兀 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション㈱東北支店 仙台
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日

市青葉区中央四丁目六番一号

五

落札金額 一億二千九百十万二千百二十円

六

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 平成二十一年二月六日

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 平成二十一年三月三十一日

次のとおり落札者を決定した。

落札に係る物品又は役務の名称及び数量

微物分析装置賃貸借

一式

宮城県知事

村

井

嘉

浩

葉区本町三丁目八番一号

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地(宮城県警察本部総務部会計課

落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル株式会社東北営業本部

仙台市青葉

2

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 落札金額 四千三百八十七万九千五百円

入札の公告を行った日(平成二十一年二月六日)

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、

宮城県知事 村 井 嘉

浩

次のとおり落札者を決定した。

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 デジタルステレオカメラシステム賃貸借 一式

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地(宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日通商事株式会社仙台支店

仙台市宮城野区苦竹三

丁目一番一号

落札金額 七千四十六万九千二百八十円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日(平成二十一年二月六日)

五

Ξ

平成二十一年三月三十一日

葉区本町三丁目八番一号

四

七

六

五

区一番町二丁目十番十七号

兀

七

六

○宮選管告示第四十五号

病 院

局

○宮城県病院局管理規程第一号 病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時

久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

第六条中「百分の十一」を「百分の十三」に改める 病院局職員給与規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める

仙台市青

( 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの職員の給与の特例 第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、平成二十一年四月一日から

平成二十三年三月三十一日までの間 (以下「特例期間」という。) に係るものに限り、同項、同条 第三項及び第四項、給与条例第四条から第五条の三まで、任期付職員条例第四条から第四条の三ま

額との合計額) (以下この項において「基礎額」という。) から基礎額に百分の五・五を乗じて得た 十一項までの規定による給料を支給される職員にあっては、その者の受ける給料月額と当該給料の 給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号)附則第九項から第 で並びに任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額 (職員の

額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただ し、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額(第十条第一項に規定する勤務一時間

当たりの給与額及び給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場

合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

月一日から平成二十三年三月三十一日」に改め、同項中「平成二十年一月一日から平成二十三年三月 三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分

附則第三項の見出し中「平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十一日」を「平成二十一年四

の十」に、「百分の十五」を「百分の七・五」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

選挙管理委員会

この管理規程は、

平成二十一年四月一日から施行する。

北部地方支局

東部地方支局

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める 平成二十一年三月三十一日

員 長 佐

宮城県選挙管理委員会

藤 健

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第二社会福祉法人大石ヶ原会養護老人ホーム 吉成苑の項の次に次のように加える 宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

社会福祉法人陽光福祉会特別養護老人ホームエコーが丘 同 市青葉区芋沢字横前一番地の二

〇宮選管告示第四十六号 この告示は、平成二十一年三月三十一日から施行する

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成二十一年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

員 長 佐 藤 健

宮城県選挙管理委員会規程(昭和二十三年宮選管告示第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表中 大崎地方支局 石巻地方支局 登米地方支局 同 栗原地方支局 同 宮城県登米県税事務所内登米市 宮城県石巻県税事務所内石巻市 宮城県栗原県税事務所内栗原市 宮城県大崎県税事務所内大崎市 牡石 鹿巻 郡市、 登米市 栗原市 遠大田崎郡市、 東松島市、 加美郡、

を

宮

城

県

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

公

報

宮城県東部県税事務所内石巻市、登米市 宮城県北部県税事務所内大崎市、栗原市 加栗 美原 郡、 東松島市、牡鹿郡石巻市、登米市、 遠大田崎市、

に改める。

第十五条第一項第二号中「支 局 툱 を 『支局長』 に改める。

(25) 第十五条の二第四項中「地方支局長」の下に「又は地方副支局長」を加え、同条第三項の次に次の

項を加える。

第十八条第二項及び第十九条中「地方支局長」の下に「又は地方副支局長」を加える。 地方副支局長は、 地方支局長の命を受け、職員を指揮をして所掌する事務を統括する。

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 宮城海区漁業調整委員 会

○宮城海区漁業調整委員会指示第二号

域に設置された人工魚礁において、水産動植物の資源動向調査を実施するため、次のとおり制限する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市田代島地先海

平成二十一年三月三十一日

宮城海区漁業調整委員会

長 畠 Щ 喜

勝

会

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

制限の内容

でない。 者、試験研究機関、並びに一の期間中、四月一日から七月三十一日までの間にしゃこさし網漁業を 整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた 行う者及び六月一日から十一月三十日までの間にはも胴漁業を行う者が採捕する場合は、この限り 次の表に示す区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調

採捕制限区域(表示は、 世界測地系による。)

点ウ 点 ア 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 北緯三十八度十六分九秒、東経百四十一度二十四分十八秒 北緯三十八度十六分十八秒、東経百四十一度二十五分四十九秒 北緯三十八度十六分三十六秒、東経百四十一度二十五分四十七秒 北緯三十八度十六分二十七秒、東経百四十一度二十四分十五秒

#### 誤

正

○宮城県公報第二○四四号 (平成二十一年三月二十四日付け) 中